# ７　学校給食における「食中毒・異物混入」の危機管理マニュアル

五ヶ瀬町立三ヶ所小学校

予測される異常事態

- 異物混入
- 異味、異臭
- 給食が原因と考えられる食中毒

**異常事態の発生**

関　係　者

| | | 関係者 |
|---|---|---|
| 1　発見者（学級担任） | **異常事態を報告する。**<br>・　校長（教頭）・保健主事・養護教諭（給食主任）・近くの職員へ<br>※　なるべく現状維持をしたままにする。<br>※　児童の様子からなるべく目を離さない。 | 発見者<br>校長<br>（教頭）<br>学校職員<br>保健主事<br>（養護教諭）<br>調理師<br>納入業者<br>栄養教諭 |
| 2　近くの教諭 | **他児童の対応を行う**<br>・　他児童にも異常事態が起こっていないか確認する。<br>・　発見者がその場を動けない時は代わりに管理職等への報告を行う。<br>・　他児童に動揺が広がらないよう配慮する。<br>・　発生後の児童の様子について観察を行い、管理職へ伝える。 | |
| 3　報告を受けた<br>校長（教頭） | **即時対応する**<br>・　異常事態の確認を行う（場合によっては給食の一時停止を行う。）<br>・　全職員へ事態の報告を行い、指示を出す。<br>・　発見状況を電話で教育委員会に報告し、関係機関への連絡等について相談する。[教育委員会　８２－１７１０]<br>・　**教委報告①**に基づき、速やかに委員会に報告する。<br>**事実を調査・記録する**<br>・　日時・場所・関係者（学年）・氏名・保護者氏名・住所<br>・　関係者及び事実関係の把握（調理員・納入業者を含む）<br>・　家庭・学校での症状把握<br>・　保護者への対応状況<br>・　給食後 1～2 時間の児童の様子を観察し、教育委員会へ報告する**教委報告③** | 校長<br>（教頭） |

異常を訴える者あり・・・応急処置、救急車、医療機関への搬送

- 養護教諭による応急処置
- 救急車（１１９番）の手配

養護教諭
教　　頭

異物混入の場合…引き起こす要因の有無について点検を行う

校長、教頭、保健主事、調理師

- 点検の結果について教育委員会へ報告する**教委報告②**
- 異物を、現物は保管。写真データにも保存する。

**関係機関への連絡**

- 五ヶ瀬町教育委員会　［　０９８２－８２－１７１０　］
- 北部教育事務所　［　０９８２－３２－６１１６　］
- 高千穂保健所　［　０９８２－７２－２１６８　］
- 学校医・五ヶ瀬町病院　［　０９８２－７３－５５００　］
- 栄養教諭（三小）　［　０９８２－８２－００２１　］
- 警察署　・教育振興会会長または副会長、保護者

**※　保健所の立入検査の場合**

**☆　児童生徒・教職員に対して**

- 食事調査・症状調査・検便
  食中毒発生前３日間食事調査

**☆　給食調理員に対して**

- 手指のふき取り調査・検便

**☆　その他**

- 器具のふき取り　・検食簿
- 食材料の入手経路、検収結果
- 保存食の収去、検査

校長
（教頭）

**関係機関・学校医等の検査及び指導を受ける**

1　保健所の立入検査が入る場合は【学校給食の現況　Ｐ５１】に基づき資料を提出する。
2　関係機関や学校医等の指導に基づき、健康診断、出席停止、臨時休校、消毒等の事後措置の計画を立てる。

校長
（教頭）

**関係者への周知と指示**

1　関係者へ事実報告をし、全児童・全家庭へ周知と指示を行う。
2　全家庭へ文書配付、場合によっては説明会を開催する。

校　長

**委員会への報告**

発生状況**教委報告①**、学校がとった処置**教委報告②**、及び今後の対策等**教委報告③**を報告する。

校　長